

第3編 水源地域対策のあり方

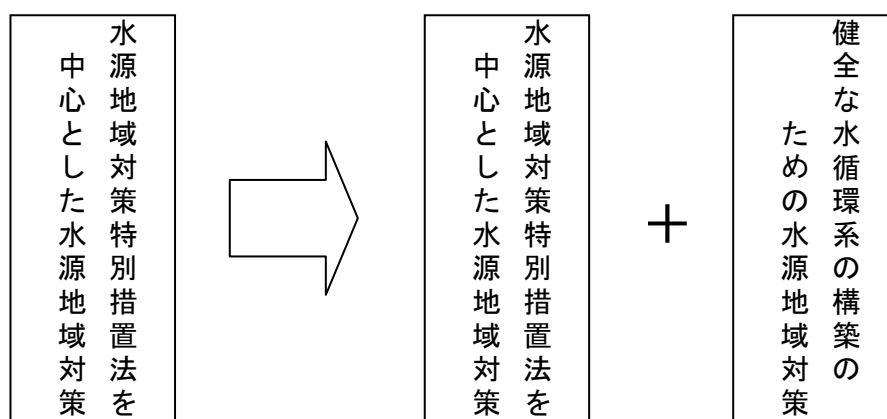
これまでの水源地域対策は、もっぱら水資源開発の促進、すなわちダム等の建設促進の観点から行なわれてきたところである。

しかしながら、今後、持続的発展が可能な社会を構築していくためには、地球資源を有限であると認識した上で、資源の採取量を可能な限り少なくし、資源・エネルギーを循環的・効率的に使うことが求められている。

一方、水資源に関しても、近年、年間降水量が減少する傾向にある中で、安全で快適な生活及び健全な産業活動を実現し、同時に自然環境・生態系の保全に果たす水の有する多面的な機能を損なわないよう、水需要に対して必要な水量を安定的に供給するための対策が求められている。そのためには、平成11年6月に作成された新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21（巻末参考資料1，2を参照））に示すように、様々なバランスを保ちつつ人間の諸活動と水循環系との調和を図ることにより健全な水循環系を確立し、持続的発展が可能な水利用社会を構築する必要があり、流域の様々な方面において、多面的取り組みが必要である。

このため、これからは、ダム等の完成後の管理段階における既存施設等の有効活用も含めた健全な水循環系の構築の視点へも視野を拡げて、水源地域対策を推進していく必要があると考えられる。

このため、現状と課題を踏まえ、「水源地域対策特別措置法を中心とした水源地域対策のあり方」と「健全な水循環系の構築のための水源地域対策のあり方」について、以下にとりまとめた。



※P6 図1-3-1
ダム建設に伴う水源地域
対策の体系 参照

※P6 図1-3-1
ダム建設に伴う水源地域
対策の体系 参照

※P28 図3-2-1
健全な水循環系の構築の
ための水源地域対策 参照

第1章 水源地域対策特別措置法を中心とした水源地域対策のあり方

第1節 水源地域整備計画のあり方

課題において整理したように、これまでは計画の変更に消極的であった面もあるが、昨今の情勢を踏まえ、今後は、基本的には計画完了までの期間に水源地域の社会経済環境が大きく変化し、現行計画における事業の一部を計画とおりに実施することが合理的でなくなり、一方で他の事業が必要となった場合等においては、水源地域整備計画を変更して対応していくこととする。

また、水源地域整備計画に定めることができる事業については、これまでも、社会経済環境の変化に対応し、その種類を拡充してきたところである。今後も社会経済環境の変化に対応し、水源地域の著しい影響の緩和という水特法の目的に照らし、必要となる事業の追加について検討していくこととする。

第2節 生活再建対策のあり方

生活再建対策は、一般補償により金銭的に評価されるものは補償されるが、それを具体的生活基盤の確保に結びつけるための対策である。主なものとしては、ダム事業者等による代替地の斡旋、地方公共団体による代替地取得等に係る利子補給、職業転換に係る助成及び生活再建相談員を設け税務、土地の斡旋、就職斡旋等を内容とする水没関係住民の相談に応じる措置等がある。

生活再建対策においては、精神的な面や生活の安定化そのものは自助努力によることを基本とすることとされてきたが、近年、大規模な自然災害等における被災者への心のケアが注目され、被災者の社会復帰等に貢献することが期待されているところである。

水資源開発に伴う生活再建対策も、それが水没関係者が意図しないダム建設に伴う移住により、著しく生活環境が変化することに起因した対策となれば、水没関係者の生活再建にも貢献することが期待される心のケアについても、どのように対応することが出来るのか検討していく必要がある。

第3節 水源地域対策特別措置法が適用とならないダム等の扱い

水特法の適用対象となるダムは、水特法第2条の規定により、ダム建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するものとなっており、現在、水没住宅数20戸以上又は水没農地面積20ha以上としてダム指定基準を運用している。この運用基準は、集落が1以上水没することをもって地域の基礎条件が著しく変化すると考え、山間地域における集落の標準的な戸数をもって指定基準としているものである。水特法制定時は、30戸以上又は30ha以上で運用していたが、過疎化により山間地域における集落の標準的な戸数が減少したため、平成4年に指定基準を見直し現在に至っている。

水特法の適用を受けないダムの建設については、昭和48年当時、国会における水特法案の審議の過程でも議論され、水特法案に対する参議院建設委員会の付帯決議の中で「本法の適用を受けないダム、河口堰等についても、所要の措置を検討し、本法に準ずる措置を講ずるよう努めること」とされた。

このため、水特法に基づく水源地域対策の円滑な実施等を目的として設置された「水源地域対策連絡協議会（関係各省庁局長クラスで構成）」の場を活用するなど、これまでに水特法の対象外ではあるが、比奈知ダム（淀川水系名張川）等について、水特法に準じた措置を講じてきた。具体的には、水没関係地域振興対策事業（水源地域整備計画に相当）について、その事業費の一部を水源地域対策基金を通じて下流利水者が負担して事業を実施した。

また、同協議会の場を活用した例ではないが、長良川河口堰に関し、農林水産省と建設省の所管事業について、水源地域対策基金を通じて事業費の一部を下流利水者が負担して事業を実施してきた。

この他にも、水特法の適用を受けないダムであっても、利根川・荒川水源地域対策基金が戸倉ダムに関して地域振興対策事業に助成する等、下流地方公共団体の合意が得られれば、水源地域対策基金を通じて、ダム建設に伴う水没住民の生活再建及び水源地域整備事業等が実施されてきている。

以上のように、これまでも必要な場合には対策を講じてきたところであり、今後も引き続き適宜対応していくことが必要である。

第2章 健全な水循環系の構築のための水源地域対策のあり方

健全な水循環系の構築の中で水源地域の役割を考えると、水源かん養機能、国土保全機能及び環境保全機能を、十分に維持・向上させることが極めて重要である。

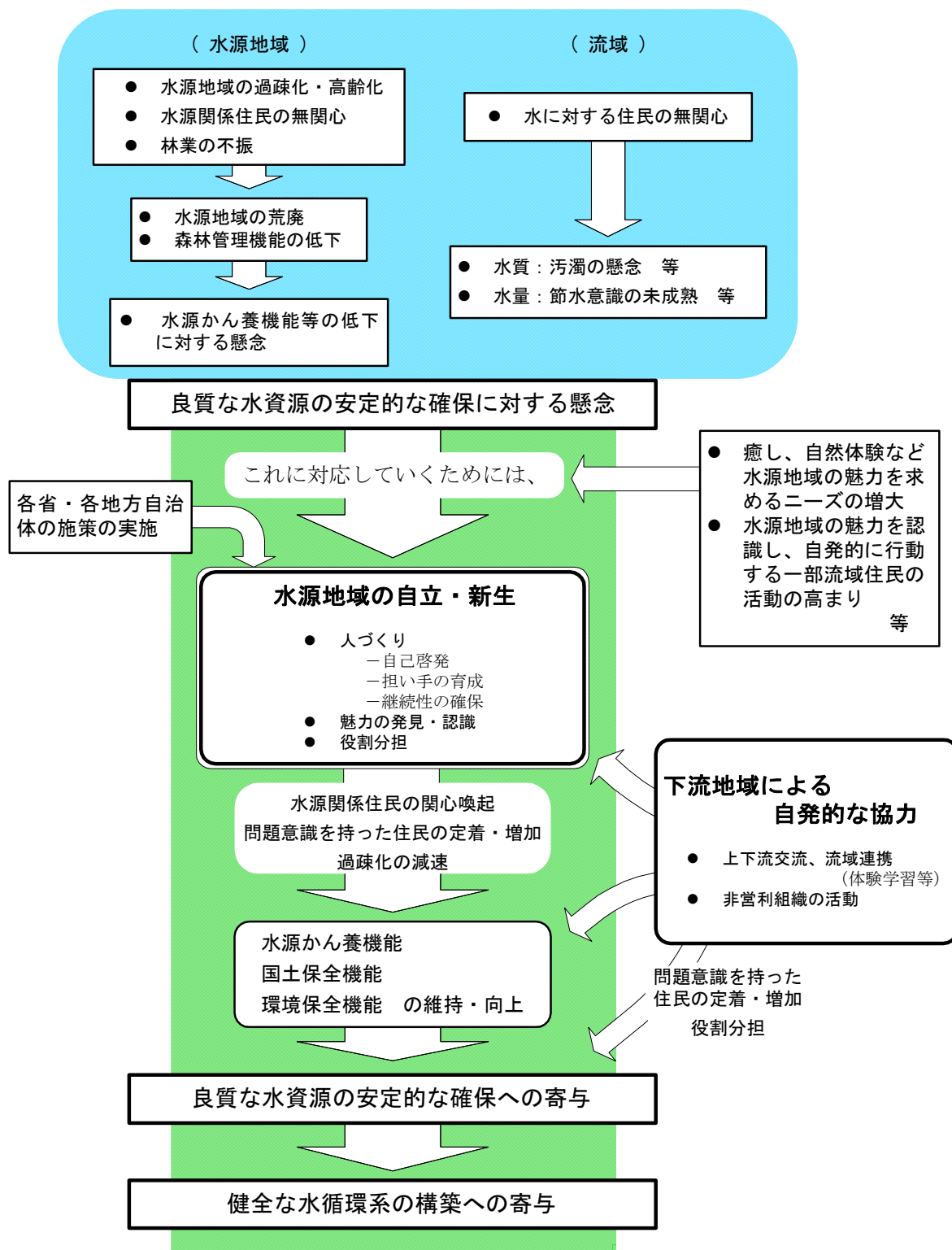
しかし、これまで水源かん養機能等の一部は、水源地域の関係住民により生産活動等を通じて維持されてきたものの、過疎化・高齢化等の進行による水源地域の困窮化、関係住民の水源に対する無関心により、それらの維持・向上は懸念される場所である。例えば、林業就業者についてみれば、昭和35年の44万人から平成7年の9万人へと減少している。このため、地域の活力を高めていくための取り組み（「水源地域の自立・新生について」）を推進していくことが必要である。

これまで下流住民の水源林への関心の高まりを受けて、イベント等で植樹する取り組みも見られるが、植えただけで満足し、その後の育林については上流住民に依存してしまっているものもある。このため、流域住民に対して、水源かん養機能等の維持・向上に関する正しい理解の普及に努めるとともに、長期間を要する育林への意識の高揚を図る等により、下流地域における取り組み（「上下流（流域）一体となった水源地域対策の推進について」）を推進していくことが必要である。

さらに、健全な水循環系の構築に寄与するためには、良質な水資源の安定的な確保を図ることが不可欠な要素であるが、現状は流域住民の水に対する無関心のために、水質の面においては汚濁の懸念等、水量の面については節水意識の未成熟等が生じており、その確保について懸念される場所である。そのため、流域一体となって住民の「水資源」に関する意識の向上が必要不可欠であり、そのための取り組み（「上下流（流域）一体となった水源地域対策の推進について」）を実行していくことが必要である。

各省庁等において従来より実施されてきた各種の施策は、以上に述べた方向性に対し、様々な形で寄与することが期待される場所であるが、さらに次の点について今後検討を進めていくことが必要である。

なお、第二編で述べたように、これらの施策は既存の水資源供給施設の有効利用の観点から、広義の水源地域のうち特にダム水源地域に重点を置いて進めていく必要がある。



図－３－２－１ 健全な水循環系の構築のための水源地域対策

第1節 水源地域の自立・新生

水は、生命の営みにおいて、欠くことのできない貴重な資源である。古代文明の基礎においても、水と緑が大きな役割を担ってきた。その両者の源ともいべき水源地域は、昔より生活の基礎としても大切な場であり、生活の豊かさと活力を損なわないためには、健全な水循環系を構築することが重要な課題である。

今後、健全な水循環系の構築に寄与するためには、良質な水の安定的確保を図り、水の供給の要である水源を抱えている水源地域の役割は非常に重要である。

しかしながら、これまで水源地域は、労働力の供給、生活の利便性への追求等の社会経済情勢の中で、都市部に人口が流出する等により過疎化が進行してきたところである。それに歯止めをかけるためには、上流地域が自分達で地域をどうにかしようという意識を持って活動していくことが重要であるが、例えば、下流等の事業活動に頼りがちな地域もあり、得てしてそのような意識のもとでの取り組みがなされていない傾向にある。このため、水源地域の自立（自分達の地域はまず自分達で創造する。）を促すことが重要である。その際には、自分たちの地域について問題意識を持ち、行動していける住民の定着・増加が重要である。

さらに、水源地域に長年暮らしている住民だけでなく、環境意識の高まりや都会における生活等の様々な問題、水源地域の魅力等により、U・J・Iターンしてきた人々と地元住民の連携を図ることにより、水源地域における自立の力を高め、水源地域の新生（地域に根ざした独自の価値観の形成）を促すことが不可欠である。

その結果として、今後とも水の供給の要である水源を守っていくことが重要である。

1. 魅力ある水源地域の創造

過疎化・高齢化が進んでいる水源地域が今後自立・新生していくためには、地域のことを真剣に考える者が地域に定着し、様々な人々と活動していくことにより、地域の魅力を高

めることが重要な課題である。

そのためには、魅力づくりのための研究会等を住民主体で創設し、専門家等の協力を得ながら、活動を継続していくことが重要である。そこにおいては、従来から地域に根ざしている水文化等の魅力ある地域資源の再認識及び癒し、自然体験等の場として価値が高まる方向にあることを認識するとともに、より一層地域を探索することにより、新たな魅力を発見し、それらを例えば、地域文化の創造、起業のなりわい等のごとく、地域にどのように活かしていくかということを考え、行動していくことが重要である。このような活動を通じ、地域住民が地域に誇りを持ち、生き活きと活動していくことにより、その結果の一つとして、地域独自の資源に根ざした新しい産業の誕生（起業）が期待される。また、水源地域の魅力が向上することにより、下流の住民の上流地域への関心が高まり、上下流交流（流域連携）を今後進めていく上でも、大きな効果が期待され、U・J・Iターンによる水源地域への住民流入も加速されると考えられる。

さらに、小中学生といった年代の子ども達に少しでも地域を理解し、愛してもらい、かつ将来地域に定着してもらえよう地域の魅力についての学習等を推進していくことが重要である。

このため、水源地域アドバイザー等専門家の紹介、研究会等の発足のための全国レベルにおける研修事業、きっかけづくりのためのモデル調査による地域の魅力等の認識・発掘のため施策を、今後検討していく必要がある。

2. 水源地域が今後自立・新生していくための人材の発掘・育成

水源地域が今後自立・新生していくためには、それを担う人材の発掘・育成及び将来を見据えた人材育成等の施策の継続が重要である。そのため、住民が主体となって専門家等の協力により人材養成塾等を設立し、そこにおいて「ひとづくり」を反復継続していくことが重要である。このような活動を進めていくためには、適格な知見と行動力を有するリーダーの存在が重要である。このため、リーダー養成のための全国レベルの研修等について今後検討していく必要がある。

また、地域の活力を高めるためには、外部からの刺激も重要な役割を担うことを認識する必要がある。このため、地域に長く暮らしている住民のみで実施していくのではなく、U・J・Iターンしてきた人々と地元住民の連携を如何に図り、活動していくかを検討していくことも重要である。さらに、様々な地域の人材を地域横断的に有効に活かしていくことも必要と考えられる。このため、人材データの集積・活用方策等について、今後検討していく必要がある。

3. 水源地域における行政・住民との役割分担の明確化とパートナーシップの推進

水源地域が今後自立・新生していくためには、まちづくりも含めた地域活動等において、これまでの行政依存から住民主体に移行していくことが重要である。

例えば、国は都道府県、都道府県は市町村の賄いきれない部分について、調整等の役割を担い、市町村においては住民が自発的に様々な活動を行い、それを行政が支えていく等の役割分担を明確にし、互いを尊重できるようなパートナーシップの形成が必要である。

また、行政・住民間だけではなく、行政間、住民間においても役割分担を明確にし、互いを尊重できるようなパートナーシップの形成が必要である。

4. 問題意識を持った水源地域同士の交流による互いの自己啓発

水源地域が今後自立・新生していくためには、井の中の蛙にならないためにも、外部との交流による互いの自己啓発をしていくことが必要である。これまでも、水源地域同士の地域サミット等の多市町村間での交流は行われているが、一層効果的かつ深い交流を通じた自己啓発を行うために、住民を主体に問題意識を持った水源地域同士が、互いの地域で交互に交流すること等が必要と考えられる。

5. 水源地域における非営利組織との連携

水源地域の中には、過疎化や少子化などにより役所の支所や出

張所等の廃止といった組織の縮小や、集落の再編なども必要になっている例がある一方で、環境問題、高齢化など社会情勢の変化による行政ニーズの新たな発生や多様化等といった状況に対応するのが困難な状況にあるところも見られる。

このため、住民の中から自主的に地域のために活動する例も出てきているが、これらの市民活動においては活動資金や人材不足等で、その活躍が期待されながらも、十分に活動のできないものも見られる。

このようなことから、行政が非営利組織等と協働して、地域の活力を高めていく新しい社会システムの構築について、検討していく必要がある。

なお、行政が非営利組織を支援するために地域サポートセンターの創設や、資金援助等を行ったり、非営利組織活動の宣伝窓口の機能を有する取り組みがある。また、非営利組織においても、行政との情報交換、行政と民間のパイプ役となる取り組みを行う等の活動もはじまっている。

第2節 上下流(流域)一体となった水源地域対策の推進 (下流地域による自発的な協力)

これまで、上下流交流は様々な目的で、多数行われてきたところである。

今後、健全な水循環系の構築という観点から上下流交流を進めていくに当たっては、良質な水資源の安定的な確保に資することを目的とし、水源地域の重要性の認識を含め流域全体で水資源を大切に保全していくという考え方のもとに、上下流交流ひいては流域一体となった連携により意識の向上を図り、下流地域が水源関係住民とともに自発的に協力・活動をしていくことが重要である。

1. 流域全体における今後の良質な水資源の安定的確保に関する住民の意識の高揚

今後、良質な水資源の安定的確保を図り、健全な水循環系の構築に資するためには、まず水源地域の住民だけではなく下流の住民も含めて、流域一体となって水源を抱えている水源地域への理解も含め、「水資源」の大切さ・保全に対する理解を促進することが重要である。その際、ダム、森林等の既存の自然・施設等の有効活用をどのようにしていくかということ視野に入れながら理解を促進し、今後の活動に繋げていくことが不可欠である。

そのためには、上下流の住民を問わず、「水の郷」等に代表される地域において、従来から日常生活等に根ざしている水文化等にふれることより、水資源に対する理解の増進と親しみを高めることが重要である。また、上流の住民が下流の住民を水源地域にある山林・ダム等に案内したり、林野庁・大分県等で実施されている森林をレンタルする制度を活用して、大人たちが趣味として自然にふれあう機会を創設し、継続していくことが必要である。さらに、上下流を問わず住民に川遊び、山林探検等の自然とふれあうことによる生きた教育の重要性を理解してもらいながら、小中学生・親子による体験学習を推進していく等流域内で学習する機会を創設し・継続をしていくことが必要である。その際には、専門家の協力を得る等様々な人材を活用していくことが必要である。

このため、ホームページ・インターネット等で水文化、体験学習に関する利用可能な施設・人材についての情報提供の方策、体

験学習等の事例集の作成、各省における既存施策の広報及びモデル調査等を通じた啓発等の施策を、今後検討していくことが必要である。それとともに、住民にそれらが浸透するための施策を講じることが重要である。

それらを受けて、流域全体の住民で良質な水資源の安定的な確保に資するよう水資源の保全のために、自発的に活動していくことが重要である。例えば、水質の面において、警察庁は産業廃棄物処理業者が山林等に廃棄物を不法投棄した場合に刑事上の処分を行うこととしたが、それだけではなく、住民の日常生活においても水質汚濁の原因を除去すべく努力することが必要であり、水量の面においては節水等の意識向上により、水資源を大切にする努力が必要である。

このため、関係省庁との連携施策、上下流交流（流域連携）アドバイザーの創設・派遣、きっかけづくりのためのモデル調査等の施策を、今後検討していくことが必要である。

また、水源地域における水源かん養機能等の維持・向上を図ることが極めて重要である。このためには、上下流を問わず流域住民全体で水源かん養機能等の森林における機能を十分に理解し、植樹するだけではなく、育林を長期間継続していくことが重要であることを理解し、行動していくことが必要である。既に一部の水源基金等においては、森林整備に寄与しているところであり、今後このような活動が一層活発になることが望まれるところである。例えば、水源基金、自治体においては、下流地域が自発的に水源地域の森林管理に寄与しているところである。さらに企業においても社会貢献の一環として森林整備を行ったり、或いは、炭素の排出権、CO₂の排出権の取引を睨んで、自主財源的な森林整備を企業活動の一環として行っているところが出てきている。

なお、横浜市等においては、上流の森林を自ら所有し管理を行っているが、人工林については伐採齢を40～45年から120～160年に引き上げ、間伐を繰り返すことで、スギ・ヒノキの大木を育成するとともに、広葉樹を自生させ、針葉樹、広葉樹が混交した複層の自然状態に限りなく近い森林に誘導するための管理を実施している。このような管理手法は、森林の水源地域の発揮に不可欠な森林土壌を育成・安定化するための水源地域における対応として、参考とすべき事例であると考えられる。

2. 上下流交流（流域連携）における行政・住民との役割分担の明確化とパートナーシップの推進

今後、良質な水資源の安定的確保を図るためには、上下流交流、流域連携における活動が重要であるが、その際、上下流における地域間での役割分担を明確化するだけでなく、それらを住民自らのこととして継続していくことが必要である。しかし、従来の上下流交流等は、行政が企画・立案及びきっかけづくり等交流事業のほとんどを担っており、それに住民が募集等に応じて参加するという形が多いところである。今後、上下流交流等を住民自らのものとして継続していくためには、住民の自発的な取り組みが重要であることから、それぞれの地域における活動等において住民が自発的に企画立案等を行い、行政はきっかけづくりをした後は、住民の活動を支える役割に徹することが必要である。それを受けて行政・住民間だけではなく、行政間、住民間においても役割分担を明確にし、互いを尊重できるようなパートナーシップの形成が必要である。

3. 上下流交流（流域連携）における非営利組織との連携

流域には、川に関するもの、森林に関するもの、またはそれらに関する趣旨を合わせたもの等、多様な非営利組織が多数存在している。これらの組織は、自分たち自身のこととして身近な川や森林のことに取り組んでおり、活動範囲についても行政ほどの制約を設けていないことから、潜在的にこだわり、生き甲斐、継続性、広がりといった力を備えていると考えられる。

このため、上下流交流・流域連携を進めるに当たっては、これらの組織との連携についても検討していく必要がある。

第3節 水源地域対策基金を活用した対策の推進

水源地域対策基金は、水源地域と受益地域の地方公共団体等の合意のもとに、補償による措置、水源地域対策特別措置法による措置を補完するきめ細かな水源地域対策を推進するために設立され、水没関係住民の生活再建対策、地域振興対策に必要な措置に対する資金の援助、水源林整備事業及び上下流交流事業等を実施することにより、水源地域対策の大きな柱のひとつとなっている。

水源地域対策を推進する上では、水源地域と受益地域など流域が一体となった取り組みが、今後一層重要になると考えられる。流域の地方公共団体等を構成員とする水源地域対策基金は、その要となりうる組織であり、その仕組みを有効に活用した対策の検討が望まれているところである。このため、具体的には、以下のような取り組みについて流域の特性・事情を踏まえ、今後関係者において検討していく必要があると考えられる。

① 水源地域ネットワークについて

人的交流やグループ交流事業に対する一層の寄与を図るとともに、インターネット・ホームページの活用により、基金活動のPRをはじめ、流域の水資源に係る活動組織、個人のデータベース、イベント等の掲載等により、流域の水源地域対策に係る情報交流を担う。

② 水源林整備への取り組みについて

水源林整備への助成により、流域の水源かん養機能等の発揮に寄与する。

③ 非営利組織等との連携について

流域の非営利組織等による水源地域対策の活用、及び非営利組織等の育成のための情報交換・運営に対する助成等を行う。

④ 関係行政機関の調整等について

関係地方公共団体の調整等に加え、水資源開発関係機関、森林整備に係る林野関係機関及び上下流交流に係る教育関係機関等が行う、流域の水源地域対策に関する会議等における場の設定等を行うことにより、流域の関係行政機関等の連携に資する。

おわりに

今回の検討においては、水源地域対策特別措置法による対策について点検を行い、その運用を一部見直すこと等を提言するとともに、新たに広義の水源地域に対する対策を、健全な水循環系の構築の観点から施策をとりまとめ提言した。

後者の施策は、水資源政策が従来の増大する需要に対応するためにダム開発を進めることを基本とする政策から、健全な水循環系の構築に向けての施策へと拡がりつつあることに対応するものである。

健全な水循環系の構築に当たっては、ダム開発に加えて、既存の施設の有効利用、下水処理水の活用、雨水利用、節水、用途間の水利権の転用等、総合的かつ多面的な対策をとることとしている。これを受けて、今回広義の水源地域対策の中で提言した健全な水循環系の構築に向けての施策も、同様に、総合的かつ多面的なものとなっている。

広義の水源地域は、概ね中山間地域に相当する概念であるが、今回の検討においては、既存の施設の有効利用との観点から、特にダム水源地域に重点をおいて施策を推進することを提言した。

また、従来から実施している水特法による水源地域対策は、ハード面での対応を主にしているが、今回健全な水循環系の構築のための対策として提言した施策は、ソフト面での対応を基本としている。これは、広義の水源地域における対策としては、人に着目した対応が重要かつ現実的と考えたからである。

国においては、中央省庁等改革推進の一環として政策評価の実施を進めることとしている。今回新たに提言した広義の水源地域における対策は、上述したように総合的かつ多面的なものであり、また、ソフト面での対応を基本としたものであるため、この政策評価には困難な側面を有してはいるが、国は政策評価に関する標準的ガイドラインを作成中であり、施策推進に当たっては各施策推進の主体となる者は、本ガイドラインを活用し、可能な限り評価を実施するよう努めていくことが必要であると考えられる。

今回とりまとめた提言が、広く関係者の間で活用され、各流域の住民が一体となって水源地域対策にお取り組みいただき、健全な水循環系の構築に大きく寄与していくことを望むものである。

なお、本報告書において提言している水源地域対策を従来から実施している水源地域対策と対比し、その特徴を整理すると次表のとおりである。

表 「従来から実施している水源地域対策」と
「新たに追加する水源地域対策」の特徴

	従来から実施している 水源地域対策	+	新たに追加する 水源地域対策
対策のねらい：	水特法によるダム等の建設促進のための対策	+	健全な水循環系の構築との観点からの対策
対策の主体：	行政が主体となった対策	+	誰もが主体となり得て、個々人の行動を中心とする対策
対策の性格：	一時的な対策	+	恒久的な課題への取り組み
対策の重点：	ハード事業主体	+	ソフト事業主体
上流と下流の関係：	上流側が下流受益者の協力を得つつ実施する対策	+	上流側と下流側が流域一体となって実施する対策

水源地域対策のあり方に関する検討委員会名簿（五十音順）

委員長	池淵 周一	京都大学防災研究所所長
委員	生源寺 真一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委員	鈴木 雅一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委員	政所 利子	株式会社 玄 代表取締役
委員	森 哲也	大分合同新聞社政治部長
委員	森野 美徳	日本経済新聞社記者
委員	モンテ・カセム	立命館大学政策科学部教授
委員	横山 彰	中央大学総合政策学部教授

検討経緯

<平成10年度>

第1回 水源地域対策のあり方に関する検討委員会

日時：平成10年11月10日（火）

議事内容：

- 委員会の主旨、検討内容
- 水源地域対策の仕組みとその経緯

水源地域対策のあり方に関する検討委員会現地調査並びに群馬県及び建設省八ツ場ダム工事事務所からのヒアリング

日時：平成10年12月15日（月）～16日（火）

調査対象：群馬県八ツ場ダム建設予定地

第2回 水源地域対策のあり方に関する検討委員会

日時：平成11年1月26日（火）

議事内容：

- 鈴木委員からの報告（水循環と森林との関わり）
- 政所委員からの報告（水循環と生活との関わり）
- 諸外国における水源地域対策の動向

第3回 水源地域対策のあり方に関する検討委員会

日時：平成11年3月3日（水）

議事内容：

- 横山委員からの報告（水源地域振興と水源地域対策のあり方）
- 報告書に盛り込む事項（試案）について

第4回 水源地域対策のあり方に関する検討委員会

日時：平成11年4月5日（月）

議事内容：

- 報告書（案）について

＜平成11年度＞

第1回 水源地域対策のあり方に関する検討委員会

日時：平成11年9月8日（水）

議事内容：

- 平成11年度の検討方針について
- ケーススタディ地域（広島県福富町）の選定理由及びその概況について
- 平成10年度報告書（中間報告）に対する自治体へのアンケート調査結果について
- 平成10年度モデル事業における上下流交流有効性実証調査結果報告について
- 各委員の考える水源地域の魅力の捉え方について

第2回 水源地域対策のあり方に関する検討委員会

日時：平成11年10月13日（水）

議事内容：

- 横浜市の取り組み事例について
- （財）豊川水源基金の取り組み事例について
- 沼田川流域自治体へのアンケート結果および福富町民の意識について

第3回 水源地域対策のあり方に関する検討委員会

日時：平成11年11月10日（水）

議事内容：

- NPO、NGOの具体例について
- ケーススタディ地域（広島県福富町）より、水源地域の取り組みに関する報告について
- 各委員の考える水源地域対策における上下流交流のあり方について

第4回 水源地域対策のあり方に関する検討委員会

日時：平成11年12月9日（木）

議事内容：

- 地域振興関係の学識経験者（明海大学教授 森巖夫氏）に対するヒアリングについて
- ケーススタディ地域（広島県福富町）からの報告について

第5回 水源地域対策のあり方に関する検討委員会

日時：平成12年1月26日（水）

議事内容：

- 健全な水循環系の構築のための水源地域対策のあり方（案）について
- 水源地域対策のあり方に関する検討委員会報告書骨子（案）について
- 関連法等の動向について

第6回 水源地域対策のあり方に関する検討委員会

日時：平成12年2月22日（火）

議事内容：

- 水源地域対策のあり方に関する検討委員会報告書（案）について

第7回 水源地域対策のあり方に関する検討委員会

日時：平成12年4月5日（水）

議事内容：

- 水源地域対策のあり方に関する検討委員会報告書（案）について